

## 第3章 労働者の健康及び安全確保のための政策

### 第1節 総論

EUの機能に関する条約第153条第1項(a)においては、EUが加盟国の取組を支援・補完すべき分野の1つとして、労働者の健康及び安全の確保のための対策を挙げている。同規定は、第3節で概説する「労働者の健康及び安全確保に関する枠組み指令」のほか、第4章で概説する労働時間指令の条約上の根拠ともなっており、EUにおける労働者保護の中核的指令の源泉となっている。

EUにおける労働者の健康及び安全確保対策の体系としては、まず、1989年に策定された「労働者の健康及び安全確保に関する枠組み指令」(Directive 89/391/EEC)が、事業主の責任において労働者の健康及び安全を確保する旨の一般原則の下、事業主が負うべき義務等を定めることにより、各加盟国の法令により担保されるべき最低基準を規定している。その上で、5年程度を計画期間とする中期戦略(Community Strategy on health and safety at work)を策定し、EU全体としての達成目標や重点取組課題等を定め、加盟国の取組を支援・促進する仕組みとなっている。

施行体制としては、政策立案を担う欧州委員会のほか、独立行政法人(エージェンシー)として、欧州労働安全庁(European Agency for Safety and Health at Work)が設立(1995年、スペイン・ビルバオ)され、労働者の健康・安全に関する統計情報の収集・分析、科学的調査研究の実施及び収集・分析、加盟国等の求めに応じて行う専門的知見の提供等を行っている。また、加盟国と欧州委員会の代表から構成される上級労働監督官委員会(Senior Labour Inspectors Committee)が、加盟国におけるEU指令の施行状況のモニタリング、当局間の情報交換、欧州委員会への意見具申等を行う諮問機関として活動している。

なお、個々の事業主に対する指導監督等については、上記指令において、加盟国が適切な措置を講ずることとされており、監督体制の整備や監督権の行使は、加盟国権限とされている。このため、加盟国においては、EU全体としての中期戦略を踏まえつつ策定する国別戦略において、達成目標や重点監督分野等をそれぞれ設定し、指導監督等を実施している。

### 第2節 業務上の傷病の発生状況

業務上の傷病の発生状況について、EU全体の状況は、次の2つの統計により把握されている。

#### 1. 欧州労働災害統計(European Statistics on Accidents at Work:ESAW)

労災事故報告等を通じ、加盟国当局により把握された労働災害件数について、欧州委員会統計局(EUROSTAT)がEU全体としての数値を取りまとめる欧州労働災害統計(ESAW)により把握される主な状況は次のとおりである。

### (1) 死亡災害

死亡災害は、2010年において、EU全体で4,395件であり、これを労働者10万人当たりの発生件数で見ると、2.1件（従来（2004年より前）からの加盟国（EU-15）においては1.79件）となっている。また、国別に見ると、イギリスは0.62件、ドイツは1.2件、フランスは2.14件、イタリアは3.09件、ポーランドは3.65件等となっている。

労働者10万人当たりの死亡災害発生件数について、長期の増減トレンドを見ると、EU全体としては、2000年時点を100とした場合、2006年時点では81となっている。また、従来（2004年より前）からの加盟国（EU-15）については、1998年時点を100とした場合、2006年時点では73となるなど、これまでも死亡災害については、減少傾向が顕著であった。その後、「職場における健康及び安全に関するEU戦略（2007-2012）」（第5節参照）の開始後、2008年から2010年までの間に、死亡災害は更に10%程度減少している。

なお、産業別に見ると、死亡災害の25%超が建設業、15%超が製造業、15%弱が運輸業、12~13%程度が農林漁業において発生している。（2009年）

### (2) その他の災害（4日以上のお休業に至ったもの）

4日以上のお休業に至った労働災害は、2010年において、EU全体で331万9478件であり、これを労働者10万人当たりの発生件数で見ると、1,583件となっている。

また産業別に見ると、4日以上のお休業に至った労働災害の20%超が製造業、15%超が建設業、12~13%程度が卸売・小売業、8%程度が運輸業、同様にヘルスケア業において発生している。（2009年）

## 2. 労働力調査特別調査（Labor Force Survey (LFS) ad-hoc module）

2007年の労働力調査特別調査（インタビュー調査であるため、当局により把握されない性質の事項も含まれる）により把握された主な状況は次のとおり。

### (1) 仕事に起因する健康問題

回答者の8.6%が、過去12カ月間に、仕事に起因する健康問題の発生及び悪化がある旨回答しており、これに基づけば、EU全体では、年間約2,000万人が仕事に起因する健康問題を経験していることが推計される。

なお、仕事に起因する健康問題として挙げられた上位3項目は、①背中又は腰における骨、関節、筋肉の痛み（男性回答者の30%強、女性回答者の25%強）、②首、肩、腕又は手における骨、関節、筋肉の痛み（男性回答者の15%強、女性回答者の20%強）、③ストレス、鬱、不安（男性回答者の15%弱、女性回答者の15%強）となっている。産業別に見ると、農業（男性約10%、女性約14%）、鉱業（男性約13%）、医療・福祉（男

性約 7%、女性約 10%)、運輸 (男女とも約 8%) において多く、農業、医療・福祉においては、男女差が大きくなっている。

## (2) メンタルヘルス

回答者の 27%が、職場のいじめ、ハラスメント、暴力、時間的プレッシャー、過度な仕事量といったメンタルヘルスに悪影響を与えうる要素に、日常生活より頻繁又は濃密に晒されている旨回答している。これに基づけば、EU全体では、約 5,600 万人がこれらの要素に晒されていることが推計される。

なお、メンタルヘルスに悪影響を与えうる要素として挙げられたものを見ると、時間的プレッシャーが最も多く (男女とも 20%強)、次いで、いじめ又はハラスメント (男女とも 5%程度)、暴力 (男女とも 5%程度) となっている。

産業別に見ると、医療・福祉 (男女とも 40%強) が最も多く、次いで、公務 (男女とも 35%弱)、金融業 (男性 30%強、女性 35%) となっている。また、職種としては、高度な非肉体労働 (highly skilled non-manual) において多い。

## 第 3 節 労働者の健康及び安全確保に関する枠組み指令 (Directive 89/391/EEC)

### 1. 趣旨、目的、基本枠組み等

職場における労働者の健康及び安全の向上を図るため、本指令では、業務上のリスクの防止、リスクや事故の要因への対処、労働者への情報提供及び協議、労働者に対する研修といった事業主の義務等を定め、官民両分野における全ての産業に適用することとしている (警察等の特定の公務等を除く)。なお、適用対象とされる労働者については、「使用者に雇用されるすべての者を指し、研修生及び徒弟を含むが、家事使用人は含まない」旨定義されている。(第 3 条)

### 2. 事業主の義務

#### (1) 予防措置に係る一般的義務 (第 6 条第 1 項及び第 2 項)

事業主は、労働者の健康及び安全の確保のために必要な手段 (業務上のリスクの防止、労働者に対する情報及び研修の付与、必要な体制及び手段の確保を含む) を講じなければならない。

その際、事業主は、次の一般的予防原則に基づき、これを行う。

<一般的予防原則>

- ① リスクを回避すること
- ② リスクを回避できない場合には、当該リスクを評価すること
- ③ リスク要因に対処すること
- ④ 仕事の単調さや量を緩和し、健康への影響を減少させる観点から、職場のデザイン、

器具の選択、生産方法の選択といった仕事のやり方について、労働者に合ったものにする。

- ⑤ 技術の進歩に予防措置を適合させること
- ⑥ より危険の少ない代替手段を活用すること
- ⑦ 生産技術、仕事のやり方、労働条件といった職場環境に関連する諸要素を含め、包括的な予防措置を確立すること
- ⑧ より組織的な予防措置を講ずること
- ⑨ 労働者に適切な指示を与えること

### **(2) リスク評価の実施等 (第6条第3項)**

事業主は、特に、器具の選択、使用する科学物質、職場のレイアウトにおいて、労働者の健康及び安全に与えるリスクを評価しなければならない。また、当該評価の結果、必要であれば、当該事業所のあらゆる生産活動に関して労働者保護の水準を引き上げなければならない。

また、新たな生産技術を導入する際には、労働者又は労働者代表に協議 (consultation) しなければならない。

また、適切な指示・訓練を受けた労働者のみが重大な危険を伴う区域にアクセスすることとなるよう、適切な措置を講じなければならない。

### **(3) 事業主間の連携 (第6条第4項)**

同一の職場に、複数の事業主が存するときには、事業主同士が連携して、労働者の健康及び安全に係る措置を講じなければならない。また、健康・安全上のリスクについて、お互いに情報を共有し、それぞれの労働者又は労働者代表に通知しなければならない。

### **(4) 安全管理者の選任、外部機関への委託 (第7条)**

事業主は、当該事業所の業務上のリスクの防止に関する活動を行わせるため、労働者の中から1人以上の者 (規模に応じて相応しい人数) を選任しなければならない。当該業務を行わせるのに相応しい能力を有する者がいない場合には、適切な能力を有する外部機関に委託しなければならない。

### **(5) 応急処置、消火、労働者の避難 (第8条第1項及び第2項)**

事業主は、救命、消火、労働者の避難について、あらかじめ必要な措置を講じなければならない。特に、応急処置、救命、消火等について、外部機関と必要な連絡体制を構築しなければならない。また、事業主は、これらの業務を担う労働者 (規模に応じて相応しい人数) を指定しなければならない。

**(6) 労働者へのリスクの告知、避難指示（第8条第3項及び第4項）**

事業主は、重大かつ差し迫った危険に晒されている又は晒されうる労働者に対し、その旨及び講じている又は講じようとしている措置を可能な限り速やかに告知しなければならない。また、当該労働者の避難について適切な指示を与えなければならない。なお、上記のケースにおいて、事業主の指示を待たずに待避した労働者について、不利益な取扱いをしてはならない。

**(7) 緊急避難措置をとった労働者への不利益取扱いの禁止（第6条第5項）**

事業主は、重大かつ差し迫った危険に際し、上司と連絡の取れない労働者が、当該危険を回避するため、その知識に照らし、利用可能な手段を用いて適切な措置を講じることができるよう、備えておかねばならない。また、当該講じた措置については、労働者に過失があった場合を除き、その結果について当該労働者に不利益な取扱いをしてはならない。

**(8) 労働災害に係る記録の作成、当局への報告（第9条）**

事業主は、3営業日を超えて休業を余儀なくさせた業務上の事故について、記録を作成しなければならない。また、国内法令の定めるところに従い、行政当局に対して、業務上の事故の報告をしなければならない。

**(9) 労働者への情報提供（第10条第1項）**

事業主は、健康・安全上のリスク、講ぜられている予防措置等について、当該事業所の労働者又は労働者代表が、必要なすべての情報提供を受けることができるよう、適切な措置を講じなければならない。

**(10) 構内下請け事業主、派遣元事業主への情報提供（第10条第2項）**

事業主は、当該事業所内で業務に従事している請負労働者、派遣労働者について、健康・安全上のリスク、講ぜられている予防措置等が伝達されるよう、当該労働者に係る事業主（構内下請け事業主、派遣元事業主）が、これらの情報について提供を受けることができるよう、適切な措置を講じなければならない。

**(11) 安全管理者への情報提供（第10条第3項）**

事業主は、安全管理者又は安全衛生に関する労働者代表が業務を的確に遂行することができるよう、これらの者に次の情報へのアクセスを認めなければならない。

- ① リスク評価の結果、講ぜられている予防措置
- ② 業務上の事故の記録、当局への報告

### ③ 当局より与えられた諸情報

#### (12) 労働者への事前協議（第11条）

安全管理者又は安全衛生に関する労働者代表に対しては、時間的余裕を持って、次の事項について、協議しなければならない。

- ① 健康及び安全に実質的な影響を与えうる一切の措置
- ② 安全管理者の活動内容、安全管理者に代わる外部機関への委託
- ③ リスク評価、講ぜられる措置
- ④ 労働者の研修

#### (13) 労働者の研修（第12条）

事業主は、新規採用時、配置転換時、新設備や新技術の導入時において、各労働者が、その職場や職務の特性に応じ、健康及び安全に関する適切な研修（勤務時間中に無料にて実施）を受けられるようにしなければならない。

事業主は、当該事業所内で業務に従事している請負労働者、派遣労働者が、当該請負・派遣労働の間、健康及び安全に関する適切な情報を受けられるようにしなければならない。

### 3. 労働者の義務（第13条）

研修の受講及び事業主からの指示に基づき、可能な限り、自分自身及びその行動により影響を受けることとなる他人の健康及び安全に留意することは各労働者の責務である。このため、労働者は、研修の受講及び事業主からの指示に基づき、特に次のことをしなければならない。

- ① 機械、装置、器具、危険物質、輸送装置及び他の生産手段について、正しい使用方法に従うこと
- ② 与えられた防護具について正しい使用方法に従い、使用後は適切な場所に戻すこと
- ③ 機械等に装着された安全装置を恣意的に解除等しないこと
- ④ 重大で差し迫った危険及び防護措置上の欠陥について、事業主又は安全管理者等に速やかに通知すること
- ⑤ 労働者の健康及び安全の確保のために当局から課されている義務が果たされるために必要な限度において、事業主又は安全管理者と協力すること
- ⑥ 労働環境や労働条件が、安全かつ健康に何ら影響を及ぼすものとならないようにするために必要な限度において、事業主又は安全管理者と協力すること

#### 4. 健康診断（第14条）

労働者が職務上晒される健康及び安全上のリスクに応じ適切な健康診断を受けることができるよう、法令に従い、適切な措置が導入されなければならない。当該措置としては、労働者が望む場合に定期的な健康診断の受診を可能とすることを含むものでなければならない。

#### 5. 履行確保措置（第4条）

加盟国は、本指令を施行する国内法令により、事業主に義務を課すとともに、適切な監視・監督を行う。

#### 6. 個別指令の策定（第16条、別表）

閣僚理事会は、欧州委員会からの提案に基づき、特に次の分野で、個別の指令を策定しなければならない。

- ① 職場環境（work places）
- ② 装備（work equipment）
- ③ 防護具（personal protective equipment）
- ④ ディスプレイ端末に向かう仕事（work with visual display units）
- ⑤ 腰、背中への負担を伴う荷作業（handling of heavy loads involving risk of back injury）
- ⑥ 臨時的職場（temporary or mobile work sites）
- ⑦ 漁業及び農業（fisheries and agriculture）

### 第4節 枠組み指令を補完するその他の指令

#### 1. 職場環境等の整備に係る個別指令

第3節で概説した「労働者の健康及び安全確保に関する枠組み指令」（以下「枠組み指令」）第16条の委任を受けて、職場・作業環境の改善、危険・有害物質による健康被害の防止等に係る個別指令が策定されている。主な指令の概要は次のとおり。

##### （1）事業所の最低基準を定める指令（Directive 89/654/EEC）

避難経路の確保、消火器具・警報装置の設置、適切な室温管理等の事業主の義務を規定

（2）騒音による健康被害防止に係る最低基準を定める指令（Directive 2003/10/EC）、振動による健康被害防止に係る最低基準を定める指令（Directive 2002/44/EC）、電磁場による健康被害防止に係る最低基準を定める指令（Directive 2004/40/EC）

騒音・振動・電磁場に係る曝露上限値及びアクションレベルの設定のほか、事業主に

よる職場の騒音・振動・電磁場の値の定期的な測定・評価、アクションレベルを超える測定値が出た場合の改善措置等の実施義務を規定

(なお、これらの指令のうち、電磁場に係る指令 (Directive 2004/40/EC) については、その成立後、同指令に定める曝露上限の下では、MRIの使用が妨げられるとする医療機関からの申立てにより施行が延期された。その後、最新の科学的知見を踏まえた曝露上限の見直し、MRIに係る適用除外等を内容とする新指令案 (COM (2011) 348) が欧州委員会より提出され、2013年3月、同案をベースとして閣僚理事会及び欧州議会の間で合意が成立した。)

### (3) 化学物質に関連するリスクからの労働者保護に関する指令 (Directive 98/24/EC)

特定の化学物質に係る曝露上限値のほか、事業主による職場の化学物質測定、健康に与える影響の評価、リスク低減のための代替物質の活用等の義務を規定

### (4) 生物学的因子に関連するリスクからの労働者保護に関する指令 (Directive 2000/54/EC)

事業主による、バクテリア等の生物学的因子に係るリスク評価、リスク低減のための代替因子の活用や防護措置の実施、特定のリスク群に属する生物学的因子に曝露する労働者の名簿の保存等の義務を規定

### (5) 発がん性物質に関連するリスクからの労働者保護に関する指令 (Directive 2004/37/EC)

特定の発がん性物質の曝露上限のほか、事業主によるリスク評価、リスク低減のための代替物質の活用や防護措置の実施、リスクのある業務に従事させる労働者の名簿及び健康診断結果の保存等の義務を規定

## 2. 有期契約労働者及び派遣労働者の健康及び安全確保のための補完指令

有期契約労働者及び派遣労働者の健康及び安全について、正社員及び派遣先の労働者と比べ、より高いリスクに晒されることのないよう、枠組み指令により求められる保護措置について、特に、労働者への情報提供、研修、健康診断を補完すべく、1991年、「有期契約労働者及び派遣労働者の健康及び安全確保のための補完指令」(Directive 91/383/EEC) が策定された。その内容の概要は次のとおりである。

### (1) 労働者への情報提供 (第3条)

枠組み指令により求められる労働者への情報提供 (健康・安全上のリスク、予防措置等に関するもの) に関し、加盟国は、有期契約労働者又は派遣労働者が、当該雇用関係



に基づく就業の開始前に、当該有期契約に係る事業主又は当該派遣労働に係る派遣先から、当該業務の実施に必要な資格・技能、特別な健康診断の実施等を含め、直面し得る一切のリスクについて明確にした情報の提供を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### **(2) 労働者の研修（第4条）**

枠組み指令により求められる労働者への研修に関し、加盟国は、有期契約労働者又は派遣労働者が、当該雇用関係に基づく就業の開始前に、その有する資格や経験を考慮した上で、当該業務の性質に応じた適切な研修を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### **(3) 健康診断（第5条）**

加盟国は、有期契約労働者又は派遣労働者の健康・安全にとって特に危険となり得る特定の業務（特に、特別な健康診断を必要とする業務）への有期契約労働者又は派遣労働者の従事を法令により禁止することが認められる。

上記の禁止措置を設けない場合、加盟国は、特別な健康診断を必要とする業務に従事する有期契約労働者又は派遣労働者が、当該特別な健康診断の機会を与えられるよう、適切な措置を講じなければならない。なお、当該特別な健康診断が有期雇用契約又は派遣労働契約の期間終了後も提供されるべきこととするかについては、加盟国の判断に委ねられる。

#### **(4) 派遣労働者に関する特別な措置**

##### **(イ) 業務内容、必要な資格等の明示（第7条）**

加盟国は、派遣労働者が派遣される前に、当該労働者派遣に係る派遣先から、当該業務の性質、必要な資格等が派遣元事業主に明示されるよう、また、当該情報が当該派遣元事業主から関係する派遣労働者に明示されるよう、必要な措置を講じなければならない。

##### **(ロ) 派遣労働者の健康・安全に係る派遣先の責任（第8条）**

加盟国は、派遣元事業主に課された責任を減じることなく、派遣先が、派遣就業の間、当該派遣就業に係る健康・安全に関する事項について責任を負うよう、必要な措置を講じなければならない。

### **第5節 労働者の健康及び安全確保に係る中期戦略**

枠組み指令及びこれに基づく個別指令により加盟国の国内法令の整備が進められるのと併せ、加盟国におけるこれらの着実な施行及び EU レベルでの施行管理の仕組みが求

められるようになった。

2002 年から開始された中期戦略「職場における健康及び安全に関する EU 戦略」(Community Strategy on health and safety at work) においては、こうした背景を踏まえ、5 年程度を計画期間として、EU 全体としての達成目標、目標達成のための主要な手段等を定め、各加盟国が国別戦略を策定する際の指針を与えること等を通じ、加盟国の取組を支援・促進することとしている。

## 1. 「職場における健康及び安全に関する EU 戦略」(第 2 次 : 2007-2012)

### (1) 戦略策定時の状況認識

枠組み指令をはじめとする関係指令の整備、2002 年から開始された中期戦略を通じた取組は、労働者の健康及び安全の確保にポジティブな影響を及ぼしている。統計的にも、2000 年から 2004 年までの 5 年間で、EU 加盟国 (15 カ国) における死亡労災事故の 17% 減、3 日を超える休業に至る労災事故の 20% 減など、顕著な成果が現れている。

他方で、建設業、運輸業、農業等のリスクの高い産業分野のほか、有期契約労働者、低技能者、移民等、よりリスクに晒されやすい労働者が存在しており、改善が必要となっている。また、特に職場における健康・安全に係るリスク評価、労働者に対する安全研修等の取組を進めるためには、中小企業の置かれた状況やニーズに応じた支援等が必要となっている。

### (2) EU 全体としての達成目標

計画期間内における労災発生率を 25% 減少させる。

### (3) 目標達成のための主要な手段

#### (イ) 関連する EU 法規 (指令) の適切な運用の確保

加盟国法令の EU 指令への適合状況について、引き続き注視し、違反事例に対しては、履行確保手続 (infringement proceedings) を含め、是正を図る。欧州委員会において、必要に応じ、指令の運用に係るガイドラインを整備するとともに、EU 関係機関においては、中小企業やハイリスク産業向けの意識啓発や好事例の普及に努める。

#### (ロ) 国別戦略の策定及び施行の推進

加盟国が策定する国別戦略には、次の点を含めることとする。

##### ① 定期健康診断による予防効果の向上

職業病が後年になってから発生するリスクを防止するためには、労働者の健康状況に関する定期的なモニタリングが必要である。このため、加盟国及び産業界において、定期健康診断等で得られるデータの収集・分析を的確に行える体制を整備することが

勸奨される。

② リハビリテーションによる職場復帰支援

労災事故や職業病により長期間職場から離れていた労働者のリハビリテーション及び職場復帰を促進するため、金銭的支援、個々人のニーズに合った訓練など、特別な対策を国別戦略に盛り込むことが勸奨される。

③ 高齢者、障害者等幅広い層の就業参加を可能とするための職場環境整備

少子高齢化が進み、国民の幅広い就業参加が求められる中、職場のレイアウト等について人間工学上の知見を導入し、高齢者や障害者をはじめ、個々人のニーズに合ったものとするのが期待される。

④ 他の政策領域との連携

たばこ規制、メンタルヘルス対策等、職場における健康・安全対策と関連を有する一般公衆衛生施策との連携を強化し、両分野を通じて、一貫性ある対策を講ずる。

また、特に中小企業やハイリスク産業について、次の事項等に重点を置いた対応を行うこととする。

① 労働基準監督官による指導監督を通じたコンプライアンス支援

② 経済的インセンティブの付与（欧州社会基金等の EU 予算の活用）を通じたコンプライアンス向上

③ 職場における健康・安全に係るリスク評価を促進するための簡易ツールの開発

④ 好事例の普及、事業主に対するカウンセリング・サービスの普及

（ハ）予防文化の定着

職業訓練、起業家セミナー、一般教育等あらゆる分野及びレベルの教育・訓練プログラムにおいて、職場における健康・安全に係る意識啓発、予防原則、管理手法等を盛り込み、予防文化を定着させる。加盟国においては、欧州社会基金等を活用して、上記の内容を含む教育訓練プログラムを開発することが勸奨される。

加盟国は、特に中小企業が、その雇用する労働者の健康増進に関して技術的な支援及び助言を得られるようにするための特別な対策を国別戦略に盛り込むことが勸奨される。

経済的インセンティブの付与（助成金、税額控除等）を通じ、職場環境の改善、労災事故の防止等に取り組む事業主を支援する。

（４）目標の達成状況

2013年5月時点において、労災発生件数の確定値が得られるのは、2010年までのものであり、計画期間内における労災発生率25%減少という目標の達成について確定的な判定を行うことはできない。しかしながら、欧州委員会は、2010年までの非死亡災害の発

生率が 25%程度減少していることから、概ね目標が達成されたものと見込んでいる。

## (5) 評価

欧州委員会は、労災発生率 25%減少という数値目標の設定が、加盟国の取組促進を通じて労災件数の減少に寄与したとし、本戦略の施行を全体として効果的なものであったとの評価を下している。他方、職業病防止については必ずしも十分な進展が見られていない点を挙げるとともに、今後の課題として、中小企業における円滑な施行、ナノ物質や内分泌攪乱物質等の新たな懸念への対応、アクティブ・エイジングへの貢献等を挙げている。

## 2. 「職場における健康及び安全に関する EU 戦略」(第 3 次 : 2013—)

第 2 次戦略の評価の公表 (1. (5) 参照) と併せ、欧州委員会は、第 3 次となる EU 戦略の策定に向け、2013 年 5 月、加盟国政府、労使団体等に対するコンサルテーションを開始した。同コンサルテーションは、立法案等の作成時に二度求められるコンサルテーション (第 7 章第 2 節 2. 参照) の 1 回目に相当するものであり、政策の方向性に関する意見照会と位置付けられている。意見照会に付された具体的項目としては、①引き続き EU レベルで政策調整を行う必要性の有無、②政策調整の程度 (目標や優先課題の設定のほか、具体的取組やタイムラインの設定、関係者間の役割分担等にまで踏み込むか否か)、③盛り込むべき内容 (具体的課題は何か、特に配慮すべき労働者やセクターは何か、アクティブ・エイジングへの貢献として何が考えられるか、中小企業への浸透及び負担軽減策等) が挙げられる。今後、同コンサルテーションへの意見等を踏まえ、第 3 次戦略の具体的内容に関するコンサルテーション (第 2 回目) が行われた上で、同戦略が確定することとなる。

## 第 6 節 労災補償

労災補償に係る EU 指令は存在せず、従って、労災補償の対象範囲 (対象となる傷病)、補償要件、補償額等の制度設計に係る加盟国の立法権行使を制約する最低基準等は定められていない。

他方、法的拘束力はないものの、「職業病一覧に関する欧州委員会勧告」(Commission Recommendation 2003/670/EC) においては、①適切な労災補償範囲の設定、②労災事故の防止効果向上等の観点から、加盟国の労災補償政策に取り入れられるべき事項が規定されている。

同勧告に盛り込まれた主な内容は次のとおりである。

- ① 業務に起因するものとして科学的に認識されている傷病を列記した同勧告掲載の傷病について、労災補償及び予防措置の対象とすること。

- ② 上記①以外の傷病であっても、業務に起因するものであることが科学的に証明しうる傷病については、労災補償の対象とするよう努めること。（このうち、労災補償の対象に含める必要性が特に高いと考えられる傷病について、リスト化されている。）
- ③ 業務に起因する傷病（特に上記①の傷病）について、削減率の目標設定をすること。
- ④ 上記①の傷病について、効果的な予防措置を開発・向上させること。

なお、上記③、④については、第5節で概説した「職場における健康及び安全に関するEU戦略」において、EU全体での労災発生率の削減目標、目標達成のための主要な手段等が定められており、各加盟国においては、これを踏まえた国別戦略を策定する中で、国別の削減目標や予防措置等を定めることとされている。

#### [主要参考文献]

- 欧州委員会：Health and safety at work in Europe (1999-2007), (2010年)
- 欧州委員会：Causes and circumstances of accidents at work in the EU, (2009年)
- 欧州委員会：Improving quality and productivity at work: Community strategy 2007-2012 on health and safety at work, COM(2007) 62